

議案第69号

逗子市立体育館条例の一部改正について

逗子市立体育館条例の一部を次のように改正する。

平成30年11月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市立体育館条例の一部を改正する条例

逗子市立体育館条例（平成25年逗子市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

第13条第3項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

逗子市立体育館の休館日の変更により経費の削減等を図ることに伴い、改正の要あるため提案する。